

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から1か月半後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

吹田市から順次、確認書が
届きます **（要返送）**

令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。
※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



【申請期間】

令和4年2月8日（火）
～令和4年9月30日（金）

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、吹田市から、順次、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
 - 令和3年1月1日以前から吹田市に住民票がある場合
令和4年2月中旬ごろに送付します。
 - 令和3年1月2日以降に転入された場合
令和3年度の住民税が非課税であることを前住所地に照会し、確認でき次第、順次送付します。
- 中身を確認して、同封の返信用封筒で返信してください。
【確認事項】
 - ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないか
 - ③世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないか

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。
（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（吹田市の場合）単身の場合：給与収入100万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書類に必要事項を記入して、添付書類とともに吹田市臨時特別給付金担当まで郵送でご提出ください。

※申請書類は市ホームページからダウンロードできます。
郵送を希望される方は、吹田市臨時特別給付金コールセンターへご連絡ください。
また、吹田市臨時特別給付金担当の窓口でもお配りしています。

※郵送でのご提出が困難な場合は、窓口でも受け付けます。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

（注）I・IIの給付金を重複して受給することはできません。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、迷わず市役所や吹田警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

吹田市臨時特別給付金コールセンター

 **0570-006-180**

受付時間 9:00~17:30（土・日・祝日を除く）

※電話がつながりにくくなることが予想されます。
その場合は、時間をあらためてお掛け直しいただくようお願いいたします。

（制度に関するご質問）

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00